柏市チャレンジ支援補助金交付要綱

　　　　　　　　　　　　　　　　制定　令和　６年　４月２２日

　　　　　　　　　　　　　　　　施行　令和　６年　５月２７日

　（目的等）

第１条　この要綱は，商品の開発及び賑わい創出イベント開催に取り組む市内中小企業者等に対し，柏市チャレンジ支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより，市内の産業振興を図り，商業・観光資源を活用した地域経済の好循環を実現することを目的とする。

２　補助金の交付に関しては，柏市補助金等交付規則（昭和６０年柏市規則第２９号。以下「規則」という。）その他法令等に定めるもののほか，この要綱の定めるところによる。

　（定義）

第２条　この要綱において，次の各号に掲げる用語の意義は，それぞれ当該各号に定めるところによる。

　(1) 中小企業者　中小企業基本法（昭和３８年法律第１５４号）第２条第１項に規定する中小企業者及び別表第１に掲げる法人をいう。

(2) 同業団体　日本標準産業分類（令和５年６月改定）における同業者によって組織された団体で，当該業界の親睦，地位・技術の向上，発展等に寄与するための活動を行う事業所及びこれに準ずる事業者の組織をいう。

　(3) 商店会　商店街振興組合法（昭和３７年法律第１４１号）第２条第１項に規定する商店街振興組合及び商店街振興組合連合会並びに中小企業団体の組織に関する法律（昭和３２年法律第１８５号）第３条第１項第１号に規定する事業協同組合でその組合員の大部分が中小小売商業又は中小サービス業に属する事業を営むものによって構成されているものをいう。

　(4) みなし大企業　次のアからウまでのいずれかに該当する中小企業者をいう。

　　ア　一の大企業（中小企業者を除く。以下同じ。）が発行済み株式総数又は出資総額の２分の１以上を所有している中小企業者

　　イ　複数の大企業が発行済み株式総数又は出資総額の３分の２以上を所有又は出資している中小企業者

　　ウ　役員の半数以上を大企業の役員又は社員が兼務している中小企業

　（対象）

第３条　補助金の交付の対象となる者は，次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

　(1) 柏市内に本店又は主たる事業所等を有する中小企業者又は同業団体であること。ただし，別表第２に規定するにぎわい創出イベント開催支援を申請しようとする者にあっては，柏市内に事業所等を有する者で構成された団体であり，柏市後援申込の資格要件を満たしていること。

　(2) 柏市税を滞納していない者であること。

　(3) 会社法（平成１７年法律第８６号）第４７５条若しくは第６４４条の規定による清算の開始又は破産法（平成１６年法律第７５号）第１８条第１項若しくは第１９条第１項の規定による破産手続き開始の申立てがなされている者でないこと。

　(4) 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(5) 次のいずれかに該当する者でないこと。

　　ア　商店会

イ　みなし大企業

(6) 補助金の交付の対象とする事業（以下「対象事業」という。）の実施にあたり，補助金の交付の対象とする経費（以下「対象経費」という。）にほかの補助金を活用していないこと。

(7) 補助金の交付を受けようとする者が前年度または今年度に本市が実施した柏市チャレンジ支援補助金（本要綱に定めるものに限る）の補助を受けていないこと。ただし，本補助金について追加申請（二次募集等）を実施する場合についてはこの限りではない。

　(9) 次のいずれかに該当する事業を行っていない者であること。

 ア　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団若しくは同条第６号に規定する暴力団員又は警察当局から排除要請のある者が運営に関与していると認められる事業

　　イ　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する風俗営業又は性風俗関連特殊営業及びそれらに類似する事業

　　ウ　フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づく事業

　　エ　宗教活動又は政治活動を目的としていると認められる事業

　　オ　公序良俗に反する等その他市長が不適当と認める事業

２　対象事業及び対象経費は，別表第２のとおりとする。

　（補助金の額等）

第４条　補助金の額は，対象経費を合計した額の２分の１以内の額とする。この場合において，当該２分の１以内の額に１，０００円未満の端数があるときは，その端数金額を切り捨てるものとする。

２　前項の場合において，補助金の額は，２５０，０００円を限度とする。

　（標準処理期間）

第５条　申請書の提出から補助金の交付の可否の決定までに要する標準的な期間は，９０日とする。

　（処分の制限）

第６条　補助金は，規則第１７条に規定する市長の承認を受けないで，補助金交付の目的に反して使用し，譲渡し，交換し，貸し付け，又は担保に供してはならない財産とする。ただし，対象事業を完了した日から起算して５年を経過した場合は，この限りでない。

　（消費税仕入控除税額に係る取扱い）

第７条　対象経費に含まれる消費税相当額のうち，消費税法（昭和６３年法律第１０８号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額（以下「消費税仕入控除税額」という。）がある場合の取扱いについては，次に掲げるとおりとする。

　(1) 補助金の交付を受けようとする者は，補助金の交付の申請時において，当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法（昭和２５年法律第２２６号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額の合計額に補助金の額を対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には，これを補助金所要額から減額して申請すること。ただし，消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は，この限りでない。

　(2) 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は，実績報告書を提出するに当たり，消費税仕入控除税額等が明らかになった場合には，その金額（前号の規定による補助金の交付の申請時において，補助金に係る消費税仕入控除税額等を補助金所要額から減額した場合にあっては，その金額が当該減じた額を上回る部分の金額）を補助金の額から減額して報告すること。

　(3) 補助事業者は，実績報告書を提出した後において，消費税及び地方消費税の申告により消費税仕入控除税額等が確定した場合には，その金額（前２号の規定により減額した場合にあっては，その金額が当該減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額等に係る報告書に次に掲げる書類を添えて，速やかに市長に報告するとともに，市長の返還請求を受けたときは，これを本市に返還しなければならないこと。

　　ア　補助事業を実施した会計年度の消費税及び地方消費税の確定申告書の写し

　　イ　アに掲げるもののほか，市長が必要と認める書類

　（補則）

第８条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は，市長が別に定める。

　　　附　則

　この要綱は，令和６年５月２７日から施行する。

　　　附　則

　この要綱は，令和７年４月１日から施行する。

別表第１（第２条関係）

|  |
| --- |
| １　社会福祉法人２　ＮＰＯ法人３　医療法人４　農業法人５　一般社団法人６　一般財団法人　ただし，上記法人のうち，補助金の交付対象とする者の範囲（法人の資本金の額又は出資金の総額，及び常時使用する従業員の数）は，中小企業基本法第２条第１項で定める業種ごとの規定を準用するものとする。 |

別表第２（第３条第２項）

|  |  |
| --- | --- |
| 対象事業 | 対象経費 |
| １　新商品開発事業　　新たな製品の製造又は新たな商品若しくはサービスの提供に係るもの | １　委託費２　消耗品費（耐用年数３年未満又は税込購入価格３万円未満のものに限る。）及び材料費３　広報費（新たに商品開発をしたものに係る広報費に限る。）４　印刷製本費５　諸謝金（外部講師謝礼等）６　賃借料（土地，建物の賃借料を除く）７　賃金８　その他市長が必要と認める経費 |
| ２　賑わい創出イベント開催支援　 手賀沼及び手賀沼周辺地域におけるエコツーリズム，スポーツツーリズム又はタウンツーリズムに係るもの | 対象事業に要する経費のうち次に掲げる経費１　委託費２　消耗品費（耐用年数３年未満または税込購入価格３万円未満のものに限る。）３　広報費（イベント開催周知に係る広報費に限る。）４　印刷製本費５　諸謝金・報償（外部講師謝礼等）６　賃借料（土地，建物の賃借料を除く）７　賃金８　その他市長が必要と認める経費 |

　備考

　１　対象経費については，補助金の交付決定日から当該年度の１月３１日までの間に発生した経費に限る。